

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期)

(独立行政法人名： 農業・食品産業技術総合研究機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
超純水製造装置	果樹研究所カンキツ研究興津拠点研究管理監 駒崎進吉 (静岡県静岡市清水区興津中町485-6)	平成23年1月6日	ラボテック(株) (静岡県静岡市清水区旭町2-17)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	2,289,000	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
植物工場太陽エネルギー集熱・蓄熱槽設置ほか工事	中央農業総合研究センター所長 佐々木昭博 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成23年1月7日	暁飯島工業(株) (茨城県水戸市千波町2770-5)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	41,319,600	40,950,000	99.1%	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
つくば市古来圃場地下水位制御システム設置工事	中央農業総合研究センター所長 佐々木昭博 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成23年1月14日	(株)パディ研究所 (宮城県登米市南方町畑岡9)	会計規程第38条第1号	3,209,472	2,992,500	93.2%	0	当該工事に必要とする特許を有している左記相手方しか対応することができず、競争を許さないため。	19	
風力・振動式種子選別システム	野菜茶業研究所長 望月龍也 (三重県津市安濃町草生360)	平成23年1月19日	(株)松岡エンジニアリング (千葉県千葉市若葉区桜木8-18-14)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	2,900,000	—	0	競争入札に付したが応札者がなかったため。	16	
マルチキャピラリーDNAアナライザ賃貸借契約	九州沖縄農業研究センター所長 井邊時雄 (熊本県合志市須屋2421)	平成23年1月21日	三井住友ファイナンス&リース(株)九州営業部 (福岡県福岡市博多区博多駅前3-30-23)	会計規程第38条第1号	—	829,080	—	0	賃貸借契約が1月末にて終了する当該装置の再リース契約であり、競争を許さないため。	19	
論文投稿料	果樹研究所長 長谷川美典 (茨城県つくば市藤本2-1)	平成23年1月25日	(株)国際文献印刷社 (東京都新宿区高田馬場2-8-8)	会計規程第38条第1号	—	2,026,500	—	0	当該業務を行えるのは国内外探しても例がない学会誌を発行可能なPlant Biotechnology誌の契約先である相手方のみであり、競争を許さないため。	19	
「農研機構発—農業新技術シリーズ全4巻」に係る印刷製本及び出版業務	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 西山明彦 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成23年1月28日	農林統計出版(株) (東京都千代田区三崎町3-3-3木下ビル4F)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	4,945,500	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
携帯型個別要素動作解析装置	近畿中国四国農業研究センター所長 長峰司 (広島県福山市西深津町6-12-1)	平成23年2月3日	大塚器械(株)福山支店 (広島県福山市手城町2-12-2)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	2,905,350	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
リアルタイムPCRシステム	畜産草地研究所長 松本光人 (茨城県つくば市池の台2)	平成23年2月4日	東和科学(株) (東京都千代田区九段北1-6-2)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	4,902,975	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
外国雑誌(平成23年分、福山)ほか	近畿中国四国農業研究センター所長 長峰司(広島県福山市西深津町6-12-1)	平成23年2月23日	丸善(株)広島支店(広島市中区中町7-23)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	-	4,253,971	-	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
高速液体クロマトグラフ用日本語ワークステーション他	果樹研究所長 長谷川美典(茨城県つくば市藤本2-1)	平成23年3月3日	太陽計測(株)(東京都大田区山王1-2-6)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	-	1,785,000	-	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
土地借料	九州沖縄農業研究センター所長 井邊時雄(熊本県合志市須屋2421)	平成23年3月4日	熊本県(熊本県熊本市水前寺6-18-1)	会計規程第38条第1号	-	195,946,443	-	0	熊本県が所有する土地の賃貸借契約であることから競争を許さないため。	5	
アネモス気象予測データ配信	東北農業研究センター所長 岡三徳(岩手県盛岡市下厨川字赤平4)	平成23年3月7日	(財)日本気象協会事業本部(東京都豊島区東池袋3-1-1)	会計規程第38条第1号	-	1,260,000	-	0	本契約の主要データである日本気象協会のアネモスは、日本気象協会が独自に開発したデータであり、サービス提供元の指定する左記相手方以外では対応することが出来ず、競争を許さないため。	19	
平成23年度芽室研究拠点土地賃貸借	北海道農業研究センター所長 折登一隆(北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1)	平成23年3月8日	北海道(北海道札幌市中央区北3条西6)	会計規程第38条第1号	-	1,385,286	-	0	北海道が所有する土地の賃貸借のため、競争を許さないため。	5	
果樹研究所ほか研究実験施設等電気・機械設備運転保守管理業務	果樹研究所長 長谷川美典(茨城県つくば市藤本2-1)	平成23年3月22日	日本メックス(株)(東京都中央区入船3-6-3)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	-	200,795,820	-	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
農地賃貸借	果樹研究所長 長谷川美典(茨城県つくば市藤本2-1)	平成23年3月22日	個人	会計規程第38条第1号	-	2,149,500	-	0	個人が所有する土地の賃貸借のため、競争を許さないため。	5	
農地賃貸借	果樹研究所長 長谷川美典(茨城県つくば市藤本2-1)	平成23年3月22日	個人	会計規程第38条第1号	-	2,093,250	-	0	個人が所有する土地の賃貸借のため、競争を許さないため。	5	
農地賃貸借	果樹研究所長 長谷川美典(茨城県つくば市藤本2-1)	平成23年3月22日	個人	会計規程第38条第1号	-	966,500	-	0	個人が所有する土地の賃貸借のため、競争を許さないため。	5	
ガスクロマトグラフ質量分析計賃貸借	北海道農業研究センター所長 折登一隆(北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1)	平成23年3月22日	NECキャピタルソリューション(株)北海道支店(北海道札幌市中央区大通西4-1)	会計規程第38条第1号	-	904,044	-	0	賃貸借契約が3月末にて終了する当該ガスクロマトグラフ質量分析計の再リース契約であり、競争を許さないため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
農村工学研究所防災情報基本システム保守業務	農村工学研究所長 小前隆美 (茨城県つくば市観音台2-1-6)	平成23年3月28日	(株)星光社 (東京都府中市西原町1-15-2)		—	1,836,450	—	0	システムが適切に運用されるために行うものであり、著作権を保有するプログラム開発元以外では対応することができず、競争を許さないため。	19	
純水製造装置保守点検業務	食品総合研究所長 林徹 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成23年3月29日	日京テクノス(株) (東京都文京区本郷2-17-8)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	7,665,000	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
会計システム保守・運用支援等業務	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 西山明彦 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成23年3月31日	(株)NTTデータ・アイ (東京都新宿区揚場町1-18)	会計規程第38条第1号	—	13,765,500	—	0	システムにおける保守業務を行うものであるため、著作権を保有するプログラム開発元以外では対応することができず、競争を許さないため。	19	
特許管理システム保守・運用支援業務	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 西山明彦 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成23年3月31日	(株)アス (東京都中央区八丁堀2-21-2)	会計規程第38条第1号	—	2,108,736	—	0	システムにおける保守業務を行うものであるため、著作権を保有するプログラム開発元以外では対応することができず、競争を許さないため。	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」